# 教育委員會はどんなことをするのか

問　一体教育委員会はどんなことをするんですか

答　旧法では教育は地方自治の面が非常に強くて教育委員会は文字通り教育のことに関してすべてをとり行つていたと云えるのですが、新法では中央集権の面が強くなつて、地方教委の権限が大幅にけずられてきました。併しそのとり扱は学校教育、社会教育、その他当該地方の教育に関することを管理したり執行したりする訳です

問　今までは教委は選挙だつたですね。今度は市長の任命になつた様ですが、あれはどう云う訳ですか

答　それが今いつた中央集権が強くなつた現れの一つです。これだけ見れば何にも中央集権と関係ない様ですが、今までは公選で独立性があつたのが、地方首長の任命で地方議会の承認がいる様になつた。これは今日の日本の地方政治分布をみればすぐ判る様に、保守陣営が圧倒的に政治の支配権を握つて居る。その保守の政治家が任命する教育委員であればいくら口で教育の中立性を呼んで見ても保守政治家の好ましい人物に教育行政が握られることになると云えますね。そうなれば中央の保守政府の教育方針に地方の保守政治家の任命した教委であれば意見の喰違いが起こるとは考えられない。次に一般に余り知られていませんが教育長です。これは委員会内の天王山とも云えるポストで、荒地評で云えば事務局長と云う所でしよう。教育行政の実際上の運営を握つているものですが、この教育長は県の場合は文部大臣、市町村の場合は県教委の承認が要ることになつている。つまり県教育長は自民党政府から嫌われる者では承認されないし、市町村教育長は県知事さんの任命した県委員会から嫌われる者ではなれない。ここでも中央集権の糸が強く張られています。「教育長は常任、委員は非常任です」次には実際仕事の上でも文部大臣の権限が強く出て来ていることです。旧法では、年報、報告書を提出させる位で、教育委員会に対して、行政上、運営上、指揮監督してはならないと厳しすぎる程教育に対する政治権力の介入を排除していたのですが、それが新法では、必要な指導、助言又は援助を行うものとするとあつて、学校の組織編成から、学習指導、教科書、その他教材の取扱い、保険、講習会、青少年、婦人教育、公民館の事業、社会教育等々、数え上げればきりがない程教育の全般に渉つて、助言並びに指導を行うことになつている。もう一つ重要なことは文部大臣の措置要求と云うものがある。これは平たく云えば文部大臣から見て地方の教育委員会のやり方が間違つていると認めた時は、それは駄目だからこうしなさいと云うことが出来る。なおこの措置要求は当該教育委員会にやらせるが文部大臣自らがやつても良いと云うことになつている。これなど地方委員会と政府の意見が喰違つた時は、政府の考えが執行されると思われる。

問　ほーすると随分政府の権限が強められた訳ですね

答　教育の中立性をいいながら実際上は中央に於ても地方に於ても、保守政治権力の教育支配を露骨に現わした法律ですね。さきの国会で暴力国会と云つて社会党が非難されたが内容を知ると大変なのでこれでは社会党、特に平和も教育の背骨といわれる日教組当りが死に物狂いで反対した意味が判りますね。

問　ほかに変つたことはありませんか

答　ほかにも沢山ありますがその他で主なものは、教職員の人事権が従来は地教委にあつたのが県に移され、市町村委は内申権だけになつた。また予算の編成権が、意見を申し述べると云う様に狭められている……。以上ざつと見わたした所、市町村教委の権限はずうつと狭められており、今後の運営は大変困難と思われます。併し我が大牟田荒尾では、他と比べると条件が大部変つていると思われます。と云うのは勤労都市である為、労組を始めとして教組、PTA、婦人団体等、民主団体の基盤がしつかりしているのと市政も革新的であるため、憲法及び教育基本法にうたわれている、平和と民主々義の教育を守り育て、これを他に拡げて行くことが出来ると考えられるからです教育委員はこれら大衆組織としつかり密着して、正しい教育の行われる様な環境を作り上げることこそ一番重要なことと思われます。

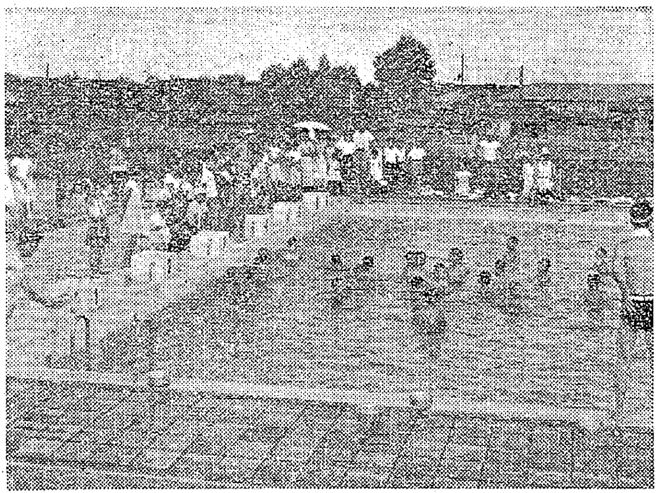

写真は松原中学に出来たプール。豫算は約270万円今後毎年二校づつ建設の豫定

# むかし・むかし物語

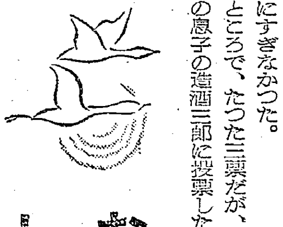

## ワビ状を入れた有権者

天保十四年（一八四三年）六月十八日。

いまの聖蹟桜ガ丘にちかい武蔵国多摩郡の連光寺村では、名主の選挙がおこなわれた。

ここの名主は世襲制度だつたが上地——それまでの旗本知行地から直轄地になるというので「名主役大切の儀につき百姓一統相談し入札いたし、札数多き方に相付け候はずに申しあはせ」た結果、公選することになつたのだ。村としての重大問題だから、民主的に本百姓の総意で名主をきめ、村民の意志をなるべくは貫徹しようというわけである。

候補者は、それまで名主をつとめていた本家のろ平と、金をためて実力をもつてきた新興勢力の準平との二人。準平は、ろ平の分家にあたつている。

準平を出馬させたのは、彼が旗本に金を貸しつけたりしているので、旗本との交渉もなにかと好都合ではないかという意見が村内にあつたためらしい。

さて入札の結果を開票してみたところ、さすがにろ平は、まだ勢力をもつていたとみえて四十七票で当選。準平は残念ながら二十六票にすぎなかつた。

ところで、たつた三票だが、準平の息子の造酒三郎に投票したものがあつた。入札が無記名ではなかつたとみえて、この三票は千五郎、又左衛門、小治郎の投票だつたことがバレた。

ろ平は絶対多数で当選したのだから、三票ぐらいはどうでもよさそうなものだが、この三人はもともとろ平に投票することに話し合いがついていたものとみえて、又左衛門、小治郎それに千五郎の父親彌兵衛の三人は、ワビ状を入れてろ平にあやまつたことが、いまの連光寺村富沢政さく氏所蔵の「名主役入札名前帳」に記録されて残つている。名主まで選挙して交渉にあたつた村民の押しがきいたのかけつきよく上地することはやめられた。

## ハンコを持って

もう一つの〃むかしむかし〃の名主選挙の例を、東京都杉並区金沢甚衛氏所蔵の資料から、復原してみよう。これは宝暦四年（一七五四年）一月、江戸は墨田川のほとり、墨田村でのこと。

墨田村の名主作右衛門が辞任を申し出たのか、リコールされたのか、その点はわからないが、村の主だつたものが集まつて相談の結果、名主選挙がおこなわれることになつた。後任の有力候補は、作右衛門には親類筋にあたる安右衛門であつた。

その選挙当日。

村の百姓たちは、ハンコをもつて作右衛門の役宅へ集つてきた。百姓がハンコを使い出したのは、徳川三代将軍家光のころかららしいが、土地の売買か、借金する時か、こんなことでもないと、使う折がなかつた。

名主の選挙だというので、あわてて仏壇のひき出しなどかき回してみたが、みつからず、前の日に江戸まで出て、日本橋のハンコ屋で新しくつくり直してきたものもある。

「オラはこのついでに改印届をすべえ。なんと口実をつけたものかな」

「観音さまの縁日に出かけて、財布のひもを切りおとし、財布もろともなくしました、と申し上げたらどうだ」

「その手は貞右衛門がこの間使つたばかりじや。まあ、正直に〃ネズミにひかれ申候〃とでもしておくか……」

そんな理由をつけた改印届の記録も残つている。

美濃紙を細長く切つた〃投票用紙〃をもらつて、それぞれ〃候補者〃の名を書いて署名し、ハンコを押した。いくつかにたたんで封をすると、封印を押して、おもてに入札と書いた。選挙のことを入札といつたのは、紙の貴重だつた時代には木の札に書いて投票したことからきている。

字が書けなくて、代筆をたのんだものも、すくなくない。

江戸へ奉公に出ている三右衛門などの四票、七郎右衛門と戸右衛門の後家（未亡人）の二票、それに戸主が死んで未成年のこどもばかりの五兵衛と平右衛門両家の二票、あわせて八票は、村の主だつたものが選挙権を代行した。

開票の結果は、予想通り〃本命〃の安右衛門が当選したが、作右衛門の再選を望むものも多かつたようで、かなりの票が作右衛門にはいつていた。

# モグリや区域不合理解消のため
## 通学区域審議すゝむ

従来通学区域の不合理性とモグリ入学の善処方について要望がなされていた。モグリ入学については父兄に直接通告し善処しつつあるが、通学区域については問題が大きいため関係団体代表や議会代表などをまじえ市内学校全般の通学区域を再検討すべく通学区域審議会を設置し問題の解決を図るべく去る六月より検討、連続審議の結果、他校は現情で良いが、新設予定校吉野小学校（仮称）と川尻、諏訪校の区域が論議の焦点となり今までの過程につき議会側に次の様な報告がなされた。吉野小学校の区域は白銀川を境に南北に分けたい。これに対し地元側は特に尾尻、豊永では公民館や町内会が二分されるので反対の意向が強い。諏訪校川尻校の区域については問題が大きいだけに双方の代表から意見等もきいた上検討の結果現在の案としては(1)現諏訪校は川尻校に近く位置的条件が悪い(2)校舎が悪く今後維持修理等に多額の費用を要するその他色々な点を考慮した場合別な所に新築した方が適当ではないか。それで諏訪校を三井の新港町の広場と交換の上建設費の補助を受け新港社宅に円形のモデルスクールを建設したら如何。これに地元は反対の意向が強いと報告され教育民生委員会としては諏訪、川尻両校の問題は(1)昭和二十一年（小川町）に設立された当時通学区域が明確であるのに今まで実行されてないその原因を究明すべきである。(2)双方の対立内容を明確にし理論的に第三者が見ても適正と思われる校区域を行うべきであり(3)新築等の費用があるなら現校舎の地上げ修理等に使用すべきである。以上の意見を通学審議会に主張すべく結論を得た。

# 果樹増殖や排水路の整備等
## 農振五カ年計画実施へ

大牟田市の農業に従事している人口は七、八二二である。一戸当りの平均耕地は約四反でほとんどが鉱山及関連産業等に働いている家族の収入によつて生活をさゝえている。しかしながら農家の大家族はこれでは不十分である。加うるに反動政治の農業政策、三井の企業合理化で苦難の度を深めていう

こうした情況を改善し農業本来の姿をつくるべく「大牟田市農村振興五ケ年計画」を樹立した。これは政府の一部良い面を利用（国補償）し主に左のことを行う。

一、五年間に一億円の市費を各方面に有効的に使う。これによつて、㋑用排水路、農土の新設及改良、鉱害地のモデル的復旧。㋺集団的果樹増殖、園芸技術の導入。老朽水田の若返り化。㋩約三十町歩の牧野の改良、乳牛導入の奨励。㋥海苔の種場の開拓などを行う。

二、新しい村造りとして政府は全国に約五百カ所に「特別助成地域」を指定した。これは農村のモデル化を計るのが表面の目的だが、裏面は政府の悪名を挽回するためのものである。福岡県下十二指定地のうち大牟田（上内、倉永）も入つた。

主なる事業は㋑農地交換及整備㋺普通畑並びに果樹園経営のモデル施設、共同水槽、共同集荷、貯蔵所等の設置。㋩台所、井戸、浴場、洗濯場の改善等である。

これは二カ年で行うのであるが本年は四カ村の農地交換、吉野宮原の蔬菜類の集団栽培化その他地域の共同貯水槽等である。

# 世話のとゞく人を
## 民生委員改選迫る

大牟田市に民生委員（児童委員兼務）六五名が厚生大臣の委嘱を受け職務遂行に当つているが今年十一月で任期満了となり。これの内申方法について検討の結果公民館校区連絡協議会で推薦する事になり、校区公民館が出来てない校区は社会福祉協議会にて推薦する事になつている。世話のとどく人を選ぶため人選について分館等で活発な論議がなされることが望まれている。

注　民生委員とは

社会救済事業の国営化に伴い従来の方面委員会が廃止されて新たに民生委員会が昭和二十一年九月に制定され二十三年七月に法となつた。

民生委員は市町村の推薦委員会の推薦を得て都道府県知事が推薦し厚生大臣が委嘱する名誉職で任期三年。その職務は担当地域の生活調査を行い保護を要するものを適正に保護指導することなどである。

# 貸付金を増額

今まで公益質屋の貸付金額は評価の七割以内とし「壱口弐千円」壱世帯壱万円を限度として運営を行つていたが一般市民から（特に労働者階層）庶民階級の唯一の金融機関である公益質屋が大牟田市で四カ所位では少く利用上不便であり貸付金額も増額すべきであると強く要望がなされていた。

政治局としてこの問題を市当局に強く要望致していたがその結果七日定例議会にて公益質屋条例を一部改正して壱口弐千円を四千円に壱世帯壱万円を壱万弐千円にそれぞれ増額改正し実施する事になり増設問題についてはなお一層実現の方向に努力を図りたいと考えている。なお利子は従来通り月三分である。

基礎工事中の清里小学校

# 国鐵運賃値上反対
## 大牟田、荒尾議会で議決か

国鉄の運賃値上げに対し、世論は反対の方向に動いているが、国鉄労組は国民生活を圧迫する運賃値上げ反対を全国的に闘うことになつた。

去る九月七日大地評の定期大会で緊急動議として、国鉄運賃値上げ反対が満場一致で可決された。その具体的方法として、大牟田、荒尾両市で値上げ反対の議決をし政府及び国鉄当局に打電するよう革新クラブを通じて行うことになつた。

大牟田、荒尾の革新クラブとしては、既に八代市で議決しているし熊本市議会でも議決する態勢にあるので、是非議決するよう最大の努力をすることになつた。

国鉄労組大牟田分会より値上げ反対の要請書の趣旨は左の通り

国鉄最高幹部は経営不振と称して運賃を値上げしようとしているが、昨年の決算で六〇億円の黒字を出している。

国鉄が値上げしようとする真意は国鉄幹線の電化、中間線区の機動化、閑散線区の赤字補填と新路線開発である。

しかしこれらは軍事予算を削減して資金を廻すべきで、また平和産業を広く起してこれによる運賃の増収を計り解決すべきである。

# 市議會鉱害連盟が發足

十月十日福岡県下の鉱害十市（含荒尾）によつて、市議会鉱害対策連盟が発足した。

市や市民が多大の鉱害を受け、補償も充分でないが、その根本は「工業法」「鉱害法」が資本家の利益を守り、被害者には不利になつているからである。

八月ごろ筑後四市が「国の責任で被害者を救え」と政府に陳情し、衆院商工委に対しても陳情を行つた。

商工委は「鉱害賠償資金確保については適正な措置を講ずべきである」と決議し政府に送つた。しかし政府の態度がアイマイなため、全国の鉱害市が団結して政府に当ることになつたものである。

---

グラム
問解答
339通

無（我夢中）で（胸）が一杯になつた（一）度うたつたら到底来年から（欠席）するということは（考）えられない（来年）もぜひ（参加）するようとするまたAさんはこの（大会）のふん囲気を（職場）や

▲無我（夢）中を無とした為遂に正解とならなかつたのが四通ありました。この人たちは残念賞組ですが、よく辞典を見ることで今後金的を射止めて下さい。▲無我夢中を[illegible]としたのがたく山ありま

賞金は印鑑持参の上必ず本人が直接本部編集部で受取つて下さい。やむを得ず代人に依頼する場合は代人は執行委員に限ります。

▲賞金　森山　春雄（四山・土谷）　瀬口　青（三川・内陵）

7回